

人事院公示第7号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成21年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和3年7月1日

人事院総裁 川本裕子

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一～二の二 (略) 三 人事院規則8—18に規定する次に掲げる事項 (1)・(2) (略) <u>(3) 第17条第2項の規定に基づき、人事院が必要と認めることとされている採用試験の実施について認めること。</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一～二の二 (略) 三 人事院規則8—18に規定する次に掲げる事項 (1)・(2) (略) (新設)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和3年7月1日から効力を発生する。